

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び

(税込み・配送料実費) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年)

No. 14928 1部370円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061 [電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

**近畿本部** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

#### Ħ 次

☆中国2017年知財に関する重要判例⑩ 中国の無効審判におけるマーカッシュ・クレームの訂正について (1)

## 中国2017年知財に関する重要判例⑩

# 中国の無効審判におけるマーカッシュ・クレーム の訂正について

―専利複審委員会、第一三共株式会社&北京万生薬業の再審案件-

林達劉グループ1 北京魏啓学法律事務所

著者:魏 啓学、閻字

目 次

はじめに

- I 事件の概要
  - 1. 基本情報
  - 2. 事件の経緯

- 本事件の争点に関する判定
- Ⅲ 無効審判におけるマーカッシュ・クレームの訂 正について
  - 1. マーカッシュ・クレームの訂正を巡る議論の背景

**▽▽▽** 創業1923年 *▽▽▽* 

# SUGIMURA & Partners

杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣 代表弁理士

杉村 興作 塚中 哲雄 澤田 達也 冨田 和幸 下地 健一 大倉 昭人 粟野 晴夫 河合 隆慶 鈴木 治 山口 雄輔 中山 健一 福尾 誠 齋藤 恭一 池田 浩 吉田 憲悟 村松 由布子 寺嶋 勇太 結城 仁美 川原 敬祐 岡野 大和 前田 勇人 坪内 伸 甲原 秀俊 太田 昌宏 吉澤 雄郎 小松 靖之 伊藤 怜愛 片岡 憲一郎 田中 達也 高橋 林太郎 福井 敏夫 酒匂 健吾 石川 雅章 色部 暁義 柿沼 公二 神 紘一郎 坂本 晃太郎 西尾 隆弘 永久保 宅哉 田浦 弘達 門田 尚也 加藤 正樹 朴 瑛哲 真能 清志 石井 裕充 藤本 一 鈴木 俊樹 内海 一成 辻 啓太 橋本 大佑 市枝 信之 君塚 絵美 井上 高雄 塩川 未久 鈴木 麻菜美 大島 かおり 田中 睦美 宮谷 昂佑 廣昇 鈴木 裕貴 水間 章子 貴志 浩充 山本 睦也 Stephen Scott 鹿山 昌代 北村 慎吾 伊藤 佐保子 岡本 岳 所員190名うち弁理士67名、弁護士2名、欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners 電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: https://sugimura.partners/

2 無効審判実務におけるマーカッシュ・クレー ムの訂正の背景

おわりに

#### はじめに

本事件は、最高人民法院が発表した2018年中国法 院の知的財産権十大事件の第2件に選ばれた。マー カッシュ・クレームは、非常に総括的な書き方と なっているため、技術的範囲を最大限広く確保する ことができ、化合物発明によく用いられる。一方、 高度な総括性のため、マーカッシュ・クレームは無 効化されるリスクも高い。無効審判において、特 許権者がマーカッシュ・クレームに対し削除形式の 訂正を行うことができるか否かは、クレームが維持 されるか否かのポイントである。このような訂正が 許されるか否かを巡る議論が続いており、マーカッ シュ・クレームが1つの全体発明であり、削除形式 の訂正を認めるべきではないという考え方と、マー カッシュ・クレームが並列関係にある発明であり、 削除形式の訂正を認めるべきであるという考え方と の対立が見られる。

本件において、最高裁は、10年間以上も続いてき た議論について、マーカッシュ・クレームの性質を 論述し、化学分野の発明創造の特別性及び案件それ ぞれの事情を考慮した上、マーカッシュ要素の削除 形式の訂正に関し、法的基準を明らかにした。理論 上の議論は依然として存在しているが、最高人民法 院の上記判決は、審判主体の様々な意見が長年にわ たってまとまらないという状況を解決した。本件は、 実務において特許審査と司法裁判を導く主要な事件 となるだろう。以下、その詳細な内容を検討する。

#### 事件の概況 Τ

#### 1. 基本情報

再審請求人(一審被告、二審被上訴人):国家 知識產権局專利複審委員会(以下、專利複審委員 会という)。

被請求人(無効審判請求人、一審原告、二審被

上訴人):北京万生薬業有限責任公司(以下、万 生社という)。

原審第三者(特許権者、二審上訴人):第一三 共株式会社。

## 審決・判決の情報

無効審判請求の審決 国家知識産権局専利複審 委員会による第16266号無効審判請求の審決

- 一審 北京市第一中級人民法院(2011)一中知 行初字第2403号行政判决
- 二審 北京市高級人民法院(2012)高行終字第 833号行政判決

再審 最高人民法院(2016)最高法行再41号行 政判決

## 2. 事件の経緯

「高血圧症を治療または予防するための医薬 組成物の製造方法 を名称とした発明特許(第 97126347.7号中国特許。以下、「本件特許 | という。) は、登録公告日が2003年9月24日であり、特許権 者が第一三共株式会社である。本件特許のクレー ム1は「高血圧症を治療および予防するための医 薬組成物の製造方法であって、下記式(I)の化 合物またはその薬用として有用な塩もしくはエス テルの少なくとも1種である血圧降下剤を、薬理 学的に許容される担体または希釈剤と混合するこ とを含む方法」であり、 $R^1 \sim R^7$ 置換基を有する 式 (I) の化合物の構造式を規定するとともに、 $R^1$ ~R<sup>7</sup>置換基として選択され得る基を規定してい る。式中、R<sup>4</sup>は、水素原子、炭素数1~6のア ルキル基を示し、R<sup>5</sup>はカルボキシ基を示し、式 -COOR<sup>5</sup>a又は式-CONR<sup>8</sup>R<sup>9</sup>を示す。

無効審判請求人である万生社は2010年4月23日 に、進歩性欠如、サポート要件違反、明確性違反 を理由に、国家知識産権局専利複審委員会(以下、 専利審判委員会という)に本件特許に対する無効 審判を請求した。

2010年8月30日に、第一三共株式会社がこの無 効審判請求に対する答弁書を提出するとともに、 特許請求の範囲を次のとおり訂正した。クレーム 1の「又はその薬用として有用な塩もしくはエ ステル における「もしくはエステル」を削除し、 クレーム  $1 \text{ OR}^4$  の定義における「炭素数  $1 \sim 6$